

4月号目次

- あはき・柔整の新規申出について
- 鍼灸柔整新聞より 「厚労省ホームページ掲載での『明細書無償交付を実施する施術所一覧』に憂慮する」
- 後期高齢者の窓口負担金について
- 今月のお歌

今年も一気に寒さがやってきました。暦で言えば秋ですが、寒がりの人間にとっては、既に冬の訪れを強く感じているところです。先週末までは街を歩く人々の服装もバラバラでしたが、今は厚手のコートを中心に纏う人も見られますね。その内、あつという間に雪が降り、年を越し、春を迎えるのでしょうか。気が早すぎますが、既に春が待ち遠しい寒がり人間です。

施術管理者を変更するとき、分院開設するとき… あはき・柔整の新規申出について



- ① 現在、健康保険を取り扱っている治療院の施術管理者を、別の人間に変更する時
- ② 現在の治療院を移転する時に、同時に治療院名称や開設者を変更する時
- ③ 新たに開設した分院にて、健康保険を取扱うことになった時
- ④ 現在、健康保険を取り扱っている治療院にて、別の施術の種類（鍼灸・あん摩マッサージ・柔道整復）の健康保険を、別の施術管理者により新たに取扱うことになった時

上記いずれかに当てはまる場合、その施術管理者についての

★施術管理者研修の受講 & ★実務経験の証明

が、現在は鍼灸・あん摩マッサージ・柔道整復いずれも必須になっております。

ここ最近、上記のパターンにて申出をしようとしたところ、施術管理者になる方が研修を受けていないことが発覚したために申出が出来ず、結果、予定していた健康保険を取扱うまでにラグが空くことになった…というケースが続いております。必ずご確認ください。

★【実務経験期間証明書】について

柔整：柔整師免許取得後、受領委任取扱いの申出をしている施術所(*1)で2年間(*2)、柔道整復師として従事したこと

(*1 受領委任を取扱っていない整骨院は含まれない)

(*1 過去に自分が開設していた施術所でも OK)

(*2 特例により現在～令和6年3月までの新規申出では2年間(※うち、保険医療機関で従事した期間は1年まで)、令和6年4月以降の申出では3年間(※うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)の実務経験が求められる事になる)

(*2 実務経験期間は、複数の施術所の合計の年数で OK)

あはき：

①各免許を取得後、保健所に届出のされている施術所(*1)で1年間(*2)実務に従事したこと

(*1 保健所に届出のされていない施術所や、病院・リハビリ施設等は含まれない)

(*2 実務経験期間は、複数の施術所の合計の年数で OK)

②実務に携わった期間に関わらず、過去に施術管理者(出張専門施術者を含む。)として受領委任取扱いの申出をしたことのあるもの

…②の場合で、過去に厚生局より送付を受けた『療養費の受領委任の取扱いの承諾について』の写しがあれば、実務経験期間証明書の提出は不要

★【施術管理者研修修了証】について

【施術管理者研修】とは、現在、月に1回のペースで【東洋療法研修試験財団】および【柔道整復研修試験財団】主催で開催されている、オンライン研修です。2日間で16時間の日程で、柔整は20,000円、あはきは23,000円の受講料が必要になります。受講するには事前にオンライン予約が必要で、基本的に受講日の2ヶ月～5ヶ月前に期間限定で受付が始まります。希望する日程の直前に受講予約は出来ません。

また、施術管理者研修修了証の発行自体は、研修の開催日からおよそ10日～2週間後に送付されてきます。もし受講してすぐに厚生局へ受領委任取扱いの申出をしたいと思っても、修了証が届くまでには時間がかかりますので、その旨ご注意ください。

生活保護では必ず柔整施術前に 医療機関を受診しなければならないの？

Q

現在、生活保護を受けています。整骨院で治療を受けたいので福祉事務所のケースワーカーに相談すると「生活保護で柔道整復師の施術を受けるには、事前に指定医療機関を受診しなければならない」と言われました。生活保護を受ける前に国民健康保険で通院した際は、初めから直接整骨院で治療してもらいました。生活保護の場合は、そうでないのですか？

A

いえ、違いますよ。そのケースワーカーの方の考えが誤っています。生活保護の医療扶助の給付に当たっては、国民健康保険法の例によるものとされていることから、取り扱いとしては国保に準じています。このことから、整骨院で柔整師から打撲や捻挫の幹部に手当を受ける場合の医師の同意は不要であり、脱臼や骨折の患部に応急手当を受ける場合も医師の同意は不要です（医療扶助運営要領第3-7）。国保の取り扱いと同じく、生活保護だからと医療機関を受診が必要にはなりません。そもそも一律に医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられないとするのが間違いだから、初めから整骨院に通っていいのです。他にも、脱臼や骨折の患部に継続して治療を受けるに当たって、整形外科以外の診療科の医師同意を有効とみなさないことも間違いなのです（平成13年12月13日付社援保発第58号厚労省社会・援護局保護課長通知）。この件につきましては、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の内容を見てみましょう。

（問）柔道整復師については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼または骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

（答）被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定医療機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定医療機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

この通りで、おそらく勉強不足の福祉事務所がいまだにあるのでしょう。なお、令和5年3月に開催された「社会・援護局関係主管課長会議」の配布資料にも、周知徹底を求める記載があったことを申し添えておきます。

ニューフェイス紹介

3月より照井一浩さんが事務所に仲間入りしました。みなさん、どうぞよろしくお願いたします。

3月1日より北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合総務部経理課に所属になりました、照井一浩と申します。

私の出身は道東の阿寒町で、高校を卒業してから札幌の方に出てきました。

阿寒町に住んでいる時は、父が蹄鉄業、畜産業、馬喰(ばくろ)などしておりましたので、小さい頃から馬、牛(肉牛)の世話などが毎日の仕事でした。特に大きな仕事が、牧草畑(20町歩)の草刈りで、年2回(1番草、2番草)行って3日間くらい干したあと、トラクターで梱包(現在はロール)した草をトラックで拾いながら集めて所定の場所に置く作業を、1日で完了させる必要があります(雨が降られたら困るため)朝5時から夜9時まで行います。そのため、家族だけでは手が足らず、近所の人達に声をかけて何人か手伝いに来てもらっていました。

また、田舎ということもあり、小学生の頃から車を運転しての作業を手伝うのがあたりまえだったので、無免許で国道を走る事もありました。周りには、野菜畑の種まき、肥料まきのためトラクターに乗って畑仕事を手伝う同級生もいました。

特につらかったのは、子牛の頃から育てた牛が市場で売却が決まり連れていかれる時、本人も気付いたのか涙を流しながら、こちらを悲しい目で見つめ、いつもより「べーべー」泣きさげび、なかなかトラックに乗らずに拒否する姿を何度も見てきました。動物も自分が殺されるのを悟りもっと生きたいと思っているのだと、悲しい気持ちになった事が記憶に残っています。

そんな作業の繰り返しがいやなり、事務系の仕事に就きたいと思い、札幌に出てきて現在の経理の仕事を行うことになりました。

いろいろと慣れない事も多いと思いますが、お役に立てるよう努力していきますので今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。



…… 第13支部 室蘭市
西江 須美先生より

- 春風に 誘われるよう ウキウキと
旅行のプラン それぞれに立てる
- 我もまた 3年ぶりに 旅たちぬ
飛行機のチケット 手にして嬉し

北極星 次号は、7月発行予定です。
よろしくお願ひいたします。

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-3 マコヤ南1条ビル3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>